

経済行為の成立根拠が「不完全競争」要因の独占に起因することの帰結

— 「社会的効率と平等」、そして「持続可能な開発」の実現可能性に関連して*—

Economic Consequences of Monopolization, deriving from Non “Perfect Competitive Model”

西山俊彦

Toshihiko Nishiyama

1997年9月

経済社会学会編

グローバル時代の経済と社会

XIX

はじめに

「規制緩和」「規制撤廃」の大合唱が経済活性化への決定打のように鳴り響く。自由化、民営化の波が、体制の如何を問わず、押し寄せたのは 1980 年代のこと、一般均衡論を M・L・ワルラスが確立したとすれば、優に一世以上になる^①。とは言え、「完全競争モデル」の効率性が成立するのは無条件ではなかった筈だ。それを成立させる「4条件」が実現不可能な仮説でしかないとすれば、「完全競争モデル」の効率性も仮説となるが、「規制緩和」を唱える向きにこの事実が意識されているであろうか。また、「効率と平等」を約束する「完全競争モデル」に超過利潤はなく、経済行為は「不完全競争」要因の独占に成立するのであれば、経済行為自体の中に「効率と平等」から乖離する原理が内包されていることになるが、この事実がどれ程自覚されているであろうか。「独占」が競争市場の攪乱要因なら「外部性」も同様である。いかなる経済行為にも「外部経済」の介在が避けられないとすれば、内部化の不可能性に起因する「資源・環境」問題も破局を回避できない筈だが、事の深刻さはどれ程自覚されているであろうか。これら人類の命運を左右する現代の課題は、余りにも歴大輻輳したものであって、本小論の対象となし得るものではないが、事態の混迷度・遅滞度からも、問題把握の骨子なりとも提示して、打開策への一助とする意義は少なからざるものと思われる。敢えて小論を認める理由であるが、分析手法は、ただ論理整合性の要請を踏まえた概念整理だけである。

【I】「完全競争モデル」は「絶対平等原則」を前提としていることについて

「自由」と「平等」は二者択一であるかのような言説が一般化している。本当だろうか。市場経済の効率性は「完全競争モデル」の効率性に証明されているとされているが、それが各経済主体の「絶対平等原則」を前提としていることがどれ程自覚されているだろうか。本第【I】節では、「自由」と「平等」の一体不可分性を、(1) 観念レベルで検討し、(2) 「完全競争モデル」に確認したい。

1. 「自由」な人間主体は、相互に「平等」であることを前提としていること

人間主体の主体性は、究極的には自己に対する主体的関係にあることは言うまでもないが、他者に対する関係においても成立していなければならない。最も単純化して表現すれば、他者の「自由」を認めない自己の「自由」は自由ではない訳で、従って、「(自己の自由と他者の自由を共に認める) 平等なくして自由なく」、「(自他の平等に裏付けられた) 自由なくして平等なし」という、不可分的関係にこそあれ、決して二者択一的関係にはない。

それではなぜ「自由か平等か」という論法が罷り通ってきたのだろうか。きっぱり断言しておかねばならないことだが、それは彼等の分析枠組が十全なものではなかったからで、どの体制に与する者であるかを問わず、彼等の説く「自由」は真の自由ではなく、彼等の説く「平等」は真の平等ではなかったからである。

市場経済体制の成立要件とされている「私的所有制」或いは「私有財産制」にこの事実を例示しておこう。生産資源への私的権利が市場経済の法的前提であることは同義反復的規定であるが、これへの担保は、通常、「法の下での平等」或いは「機会の平等^②」である。それは、社会的資源の獲得機会が、各個々人の生得的要因の差異によらず、法によって平等に提供されていることを意味するが、この「機会の平等」の利用可能性は、生得的要因の差異に依存しているのであるから、「生得的要因」という既得権益を平準化することなしには、「機会の平等」は空文となる^③。既得権益自体が権利の裏付けとならないことは明白である。なぜなら、彼が宮殿に生まれ、わたしが荒屋に生まれたことが事実であり、また、彼が健常者として、私が身障者として生まれたことも事実であったとしても、彼が宮殿に生まれなければならなかった理由を、また、私が身障者として生まれなければならなかった理由を、何らかの宿命論を採る者でない限り、提示できる論者はない筈なのだから。権利なくしてタマタマそこにあったモノを独占排他的に専有することは「私物化」であり「略取」である筈だが、「私的所有権」の無条件的肯定論者はこれを行って怪しまない。かかる肯定論者は徹底した宿命論者、凡ゆる既得権益の無条件的擁護論者であることも明白である。なぜなら彼らは、「機会の平等」を利用できた者が「能力がある者」（応能原則に相應しい者）であり、利用できなかった者が「能力のない者」と見なしているからである。

「平等なくして自由なく」「自由なくして平等なし」、この原則は観念レベルにおいても法的権利義務関係においても、論理整合性の求める鉄則であるが、市場経済の効率性を唱える経済学の主流に、これがどれだけ認識されているのかが、次に確認しなければならないポイントである。

2. 一般均衡理論の中心原理「完全競争モデル」が「絶対平等原則」を前提としていること

市場経済の効率性は「完全競争モデル」に成立し、新古典派経済学の中心命題である競争均衡は

「パレート最適であり、任意のパレート最適点は、経済主体間の資源の再分配を適当にすれば、つねに競争均衡として達成できる^④」

というものだった。田村・夏目の敷衍するところを借りれば「完全競争のもとで各経済主体は、価格支配力をもたない価格受給者 **price taker** であって、諸生産物、生産要素の市場価格を所与として受け取り、それに対応してそれぞれの制約条件のもとで、各自の目的関数の極大を目指して自らの需給量を調整し主体的均衡に達し、……市場における総受容量と総供給量が均等化する……水準で市場均衡が成立する。」「このように市場価格をパラメータとして、生産効率条件は技術制約のもとでの利潤最大化の企業行動によって成立し、生産と消費編成の最適条件は収支制約のもとでの効用最大化の家計行動によって実現する。一般均衡において各経済主体は、市場で需給を均等させる市場価格を媒介として、最適条件を自動的に成立させるので、競争原理の最適性は明らかである^⑤」と解説する。「完全競

争モデル」においては、①消費者の効用極大 ②企業の利潤極大 ③市場均衡の三課題が同時に充足され、資源の最適配分が達成される訳であるが、この最適性、効率性は、ここに記した通り、一定条件の下に保証されるものであった。通常、4条件として指摘されるところを再掲すれば、

- (1) 各市場において同質の商品を取引する売り手・買い手の数が非常に多く、しかもいづれの売り手・買い手も市場のサイズに比べて十分に小さいため、なにびとも財・サービスの市場価格に対していかなる影響も及ぼしえない。
- (2) どの売り手・買い手も市場（市場での取引機会）について完全な知識を有する。
- (3) 経済的資源の移動は完全に自由であって、これに伴うコストがゼロである。
- (4) 各市場への参入および退出が完全に自由である⁽⁶⁾。

これらの条件は、それを結果する条件がいくつでもあり、それから起因する条件もいくつでもあるところから、何も4つに限ったものではないが、各条件が含意する特徴を少しく列挙すれば、それらは次のようなものである。

- (1) いかなる差別化も許さない一物一価の市場の前提であって、そこでは取引力に差があってはならないのだから、資産、資金、設備、実績、技術、規模、経営、労働、販売、品質、技術開発力等々が皆均一、関係主体の意欲も能力も実力も全て均一となり、超過利潤の生じる余地はない。端的に言って、いかなる差別化も許されないとともに、経済行為が成立するの否かが問われなければならない。
- (2) 全ての経済主体が完全情報を持っており、また、完全予見能力を具えている「知識の完全性」という前提であって、これについて F・A・ハイエクは「われわれが利用しなければならない状況についての知識は……すべての個々別々の個人のもつ不完全でしばしば相互に矛盾する知識の切れ切れの断片としてのみ存在する⁽⁷⁾」との理由で論難し、塩沢由典は、合理的行動の予見可能性について、情報取得にも時間、労力、資金の代価が要るところから、人間の知識はごく限られた範囲のものでしかないことを実証した⁽⁸⁾。この前提の充足可能性も現実的でないと言わなければならない。
- (3) 資源の移動が完全自由で時間も費用も不要であるとの前提であって、これには「取引費用論」と「組織の成立⁽⁹⁾」にその反証が明らかであろうが、ならば、すでに最適状態は実現しており、経済行為も不用である筈との論難にも、本条件の現実味が問われている。
- (4) 新規参入・退出の自由の前提については、前項同様、組織・企業の存在自体が疑義を挟んでいるが、グローバル化の著しい現代にあつて最も明白な反証は、労働力移動の国際障壁であろう。これは「南―北」間の自由移動が先進諸国の既得権益を一夜にして放棄させる、底辺への均一化を招くためである。この条件の実現可能性は絶望的と言わなければならない。

以上に垣間見られるように、「完全競争モデル」を成立させる4条件は、全経済主体が市場に対して「完全平等原則」を保持していることを意味し、これによって各経済主体の自由が保証されるものとなっている。これら4条件が実際に実現可能なものかどうかは、今一つの重大な問題であつて、改めて問われなければならないが、「完全競争モデル」に関する限りその効率性は「絶対平等原則」の実現が不可欠の前提条件となっている。「市場経済の効率性」は「完全平等原則」と乖離して成立しないこと、換言すれば、経済モデルにおい

でも経済行為自体においても、「自由と平等」「効率と公正」は一体不可分離の関係にあることは、強調しても強調し過ぎることのない事実である。

【II】 経済行為の根拠は「完全競争モデル」によらず、 「不完全競争モデル」的要因の独占によることについて

1. 経済行為は「完全競争モデル」に依拠できないこと

「完全競争モデル」によれば、「市場が完全競争(純粹化)ないし原子的構造 (**atomistic structure**) に近づけば近づくほど競争は促進され、資源配分は効率的となる⁽¹⁰⁾」はずであった。しかし、「現実の産業にこれを適用して、たとえば鉄鋼、自動車、石油のような産業をばらばらに細分化し、原子状の市場構造を実現すれば (これ自体、おそらく実現不可能に相違ないが)、規模の経済性がいっさい享受できなくなり、生産コストの急上昇、生産量の激減をまねくであろう。大規模な技術革新も期待できず、その経済成果はかえって劣悪になるに相違ない。⁽¹¹⁾」「現代の技術水準を前提に規模の経済性を享受しうる企業規模を想定するかぎり、近代産業の大部分について原子的市場構造は現実不可能であり、かつ技術的効率性の点からも、そのような構造は…望ましいとはいえない。⁽¹²⁾」その理由を端的に指摘すれば、「絶対平等原則」の支配するところには差異差別は払拭されて「超過利潤」の契機が消滅しているからである⁽¹³⁾。これが、政策目標としては「完全競争はただに不可能であるばかりでなく、劣等なものであり、理想的能率のモデルとして設定されるべきなんらの資格をも有しないものである⁽¹⁴⁾」と言われる所以である。

2. 経済行為は「不完全競争」的要因の独占に成立すること

経済行為が「完全競争モデル」に成立しないとすれば、不「完全競争モデル⁽¹⁵⁾」によることになるが、それをシュンペーターは次のように説明する—

「およそ資本主義は、本来経済変動の形態ないし方法であって、けっして静態的ではないのみならず、けっして静態的たりえないものである。……資本主義のエンジンを起動せしめ、その運動を継続せしめる基本的衝動は……不断に古きものを破壊し新しきものを創造して、たえず内部から経済構造を革命化する産業上の突然変異 (であって、) この「創造的破壊」 (**Creative Destruction**) (と表現される) 課程こそ資本主義についての本質的事実である。……教科書的構図とは別の資本主義の現実において重要なのは、……新商品、新技術、新供給源泉、新組織型 (たとえば支配単位の巨大規模化) からくる競争である。—この競争は、費用や品質の点における決定的な優位を占めるものであり、かつまた現存企業の利潤や生産量の多少をゆるがすという程度のものではなく、その基準や生存自体をゆるがすものである⁽¹⁶⁾。」

シュンペーター、そしてシカゴ学派等、「完全競争」否定派⁽¹⁷⁾、の説くところによれば、

市場経済の発展原理は比較優位性を付与する「不完全競争」要因の独占にあり、これがビジネス・チャンスと超過利潤の源泉である。経済行為が、絶対平等原則に基いて「効率と平等」を保証する「完全競争モデル」にではなく、「独占」等を許容する「不完全競争モデル」に依拠するのであれば、経済行為は「効率と平等」原理にではなく、不可必然的に、「非効率と不平等」原理に成立していることになることは、強調しても強調しすぎることはない重大なポイントである。

3. 「完全競争モデル」は経済活動の究極完成態であること

「完全競争モデル」は新古典派経済学における一般均衡理論の基本的命題である。それにも拘わらず、経済主体のいかなる行動指針とも政策目標ともならないとすれば、それは「完全競争モデル」のいかなる性格によるものかを問わなければならない。

先ず、『完全』競争とは実際、すべての競争的活動の不在を意味する⁽¹⁸⁾ というのが第一の特徴である。それは「理想状態とされる『競争均衡』にあつては、均衡価格に落ちつくから、価格をめぐる競争が存在しないことになり⁽¹⁹⁾」、従つて、「完全競争の理論が論じていることは『競争』とよばれてしかるべき権利をもたない⁽²⁰⁾」からである。非競争的モデルであることは静態的モデルであるとも別言される⁽²¹⁾。ところで静止状態には、競争以前の初期値と競争完了後の二様がある筈であるが、パレート最適を達成した競争均衡は、当然、後者でしかない筈で、まさしく「究極完成態」となるが、最早「改善の余地のない」最適値には競争も変動もあり得なくなり、決して到達することのない非現実的状态となる。均衡価格は、常に、未到達な値であつて、実際にはいかなる経済主体にも未知の非現実的値である。なぜならそれは、実際には決して収斂することのない競争過程を、既に完結し、既知のものとなつたかのようにみなしたものだからである。要するに、全競争過程が均衡態に達した究極完成態という理想態は非現実的想定であつて、この非現実性は「完全競争モデル」が前提としていた「絶対平等原則」のそれに共通する第二の特徴である。

このように記してくれば、あたかも、究極完成態は不用不実なものとの印象を与えかねないが、実際には必要不可欠な分析・評価の要件であることを⁽²²⁾、ここに指摘しておかねばならない。観念レベルの分析に立ち返ることを許されれば、人間でも、社会でも、教育でも、そこに認められる具象具体的な「モノ（現象）」が「それ」として規定されるためには、「人間とは」、「社会とは」、「教育とは」という、一定の「思い入れ」を共有していなければならない。「思い入れ」とは「あるべき観念」とも、「理想的観念（理念）」と言ってもよいし、今少し具体的に「各観念を規定する諸要件」と言ってもよい。勿論、「あるべき観念」「理想的観念」は、常に、当座の暫定的なものでしかないが、いかなる事物（事実）の定立にとつても不可欠の要件である。「観念」「理念」を懐いている者だけが、そこに認められる「モノ」を「人間」「社会」「教育」と規定でき、また、「それ」らがどれ程「あるべき」「人間」「社会」「教育」に近いか否かを判断できるからである。究極完成態は非現実的な理想態であつて、行動指針とも改革目標ともならない面があるとはいえ、やはり、分析・評価の要件としては必要不可欠なのである。なぜなら、「観念なくして事実なく」「理念なくして現実なし⁽²³⁾」なのだから。

以上に寸描した「(理想的)観念」の意義役割に、「究極完成態」としての「完全競争モ

デル」が、「効率」「平等」「独占」「外部性」等々、「不完全競争モデル」的要因の成立根拠・評価基準として必要不可欠であることが了解されることと思う。必要不可欠なものとはいえ、「完全競争モデル」の制約・矛盾については重々留意しなければならない。なぜなら、「完全競争理論は、絶えず変化してやまない現実にあつては、到達されることのない長期的均衡の問題に焦点をおいた⁽²⁴⁾」モデルであった。常に動的である競争過程を完結した静態的均衡態と想定することには、「未知のもの」を「既知」とし、「未完のもの」を「完了したもの」と、「個の視点からしか理解・行動できないもの」を、「個々を統合した全体としての視点から理解・行動できるもの」と、「決して到達できない究極態」を「既に到達した現実態」……とみなす飛躍が存在し、そこには『「競争過程の効果として説明さるべき状態」を『初めから存在する所与⁽²⁵⁾』として仮定してしまった⁽²⁶⁾』矛盾が露呈する。そして、「完全競争モデル」の最大の飛躍は、「絶対平等原則」という「厳格な条件下に初めて定立され得る」「効率と平等」命題を、あたかも、「無条件で成立する」かのように見なしてしまつたところにある。なぜなら、J・M・クラークが忌憚なく指摘するように、その実現が絶対不可能な「絶対平等原則」を実現可能と見なすことなくしては、

「完全競争は現実には存在せず、存在することもできず、おそらくいまだかつて存在したこともなかった⁽²⁷⁾」
のが事実なのだから。

4. 「不完全競争」的要因に経済行為の根拠があることについての要約

「市場構造」における「集中度」「参入障壁」「製品差別化」、また、「市場行動」における「価格政策」「製品政策」「強圧政策」などの要素は、競争を活性化させる日常的施策ではあるが⁽²⁸⁾、これら「独占」的要因は全て「完全競争モデル」の攪乱要因であった。経済行為が依拠しなければならない「不完全競争」的要因の独占は、「完全競争モデル」が保証する「効率と平等」原理からの乖離をもたらし、しかもこれは、経済行為がその成立根拠として「非効率と不平等」原理を構造的に内包していることを意味している。以上の要旨に関連するいくつかの帰結を要約しておくことは適当ではないかと思われる――

- (1) 「競争均衡はパレート最適であり、任意のパレート最適は、経済主体間の資源の再配分を適当にすれば、つねに競争均衡として達成される⁽⁴⁾」という「厚生経済学の基本定理」は、各経済主体の効用・利潤を極大化し、市場均衡を充足して、資源の最適配分を達成すると理論的に証明しており、「4条件」の成立を前提できる限り「完全競争モデル」の効率性は、従来通り、尊重される。
- (2) 「絶対平等原則」に相当する(1)についての「4条件」は、「完全競争モデル」が約束する「効率性」が「絶対平等原則」を前提として成立することを意味しているが、「4条件」は非現実的で相互に矛盾さえ含み、その実現が不可能な仮設であるところから「完全競争モデル」の「効率性」も成立しない。
- (3) 「完全競争モデル」の「効率性」を「4条件」の実現不可能性を伏せたままで主張することは、論理整合性を欠き、科学者としての良心が問われる非科学的暴挙である。
- (4) 「完全競争モデル」が非現実的で、「行動指針」とも「政策目標」ともなり得ない「究極完成態」であるとすれば、経済行為の実際は、何らかの「独占⁽²⁹⁾」による逸脱を許容

する「不完全競争モデル」に従って行われていることを意味し、これは「効率性」をも「平等」をも保証するものではない。これは経済行為が、構造的に、「効率性」とも「平等」とも相反する原理を内包していることを意味するが、どれ程相反するかの程度については、実際の経済行為の依拠する「不完全競争モデル」がどれ程「完全競争モデル」から乖離しているかの程度によることである。

〔Ⅲ〕 経済活動に「外部経済」の介在が不可避的なら、 〔SD〕の実現は不可能であることについて

「持続可能な開発 Sustainable Development-SD-」の実現こそ人類死活の「最重要課題⁽³⁰⁾」と言われる。「SD」は、外部経済の内部化が完了されれば実現されるのであれば、論理的には実現可能な課題であるが、経済活動に外部経済の介入が不可避的なら、原理的に実現不可能な課題であって、人類はその経済活動と共に破滅への道を進むこととなる。外部経済は「完全競争モデル」を攪乱する今一つの要因であることが、本節を並記する理由であるが、それではなぜ外部経済の存在が不可避的なのかを中心に少しく検討したい⁽³¹⁾。

1. 「持続可能な開発」原理の特徴

「均衡概念」は常に経済学の中心概念であり続けたと言えようが、『成長の限界⁽³²⁾』(1972)以来、人間活動の限界への意識が高まり、「地球サミット」(1992)以降、ついに、「SD」の実現は人類社会の政治的課題となった。

従来、「永続的開発可能性」とされてきた「SD」の基本的性格を、H・デーリーは「均衡状態」で捉え直し、これを、再生可能な資源、不可能な資源、環境汚染物質の各々について、アウト・プットがイン・プットを上回らない「再生可能性」の概念でもって表現した⁽³³⁾。次いで「ブルントラント報告⁽³⁴⁾」は「世代」という計算可能な枠組を導入して、「永続的開発可能性」を「世代間の平等な開発可能性」として再定立し、同時に、即物的“環境主義”“生態主義”“資源主義”に代えて、「SD」原理の確立が人間主体のグローバル主体形成に関わる主題であることを明示した、これは、「世代内」の平等を権利義務とする者だけに「世代間」の平等が権利義務となることから、「SD」原理の最終基本単位が個人としての人間主体にあることを宣言したことに相当し、また、この基本単位の当然の帰結として、人間主体の尊厳と平等に抵触するいかなる制度機構も、改変撤廃されねばならないことを要求する。

2. 「外部（不）経済の内部化」は「均衡状態の回復」に相当する

A・マーシャル、A・C・ピグー、R・F・カーン⁽³⁵⁾等によって順次理論化された外部（不）経済とは「経済的営為の中で、市場取引（内部経済）外のものとして処理された（非）資源、或いは、その（不）効用のもたらす（非）経済性⁽³⁶⁾」と定義づけられる。呼吸とか燃焼に対する空気とか酸素のように、往々にして、意識されているかいないかに拘わらず、或いは、温暖化に対する森林効果とか、或いは、各種スケール・メリットのように意図的に利用されているかいないかによらず、實際上経済行為に寄与しているにも拘わらず、市場取引の対価計算外のものに見なされている経済効果のことである。註(36)に指摘した通り、規模の効果はこの顕著な例である。外部経済と表現されるのは対価計算についてのことだけであって、経済行為には内在的であるにも拘わらず、何らかの権力格差によって⁽³⁷⁾、いわば“タダ乗り”が許されている効果であるところから、比較優位性と利潤創出の源泉となる。「外部経済を内部化する」とは、これら市場取引外のものとして処理された「不払いの効果」を対価計算に再計上し、「再生可能性」に応じた対価支払いを実行して資源環境の「平衡状態」を回復することに相当する。少なくとも概念上は、「不払いによって再生不可能に陥った状態」を「支払いによって再生可能な状態」に戻すのだから、論理整合性は見事に満たされ、「外部経済の内在化」の実行こそが「SD」確立の十分条件となる。論理的には整合この上ない課題であるが、はたしてそれが可能か否かが重要なポイントである。

3. (十全な)「外部経済の内部化」は実現不可能である。

この課題の実現不可能なのは、主として次の二つの理由によっている。

(1) 効用の全容を同定することはできない。

効用の特徴の一つに「顕在的—潜在的」「意識的—無意識的」「あるがままの—あるべき」「市場取引内—市場取引外」……という分類がある。今、全ての効用を把握しなければならないとすれば、前者についてだけではなく、後者についてもその全容を把握しなければならないが、それは可能とはならない。なぜなら、いかなる効用も適用枠組の数だけ発生し、枠組追加は無限に可能だからである。しかも、「一つの原因からは無数の結果が生じ」「一つの結果には無数の原因が先行する」とする多元的世界にあっては、責任負担の様式も多様であって、一物一価の原則をはるかに超える原則を樹立しなければならない上に、「温暖化」にしる「オゾン層破壊」にしる、そのメカニズムは今後の解明を待つものばかりである。「トータル経済価値⁽³⁸⁾」には全効用の同定が大前提となるが、これが原理的に不可能な課題だとすると、それらの対価支払いも不可能な課題であることは自明であろう。

(2) 財・効用の利用可能性を付与する社会的属性は主体内在的で、相乗（殺）的に作用する。医学部は誰でも受験できるからといって、誰でも入れる訳ではない。コンサート・ホール、美術館、高速道路、海外旅行……も皆同様、各人の利用可能性によるとすれば、利用可能性を捨象した「機会の均等」「法の下での平等」は意味をなさない。どんな国に、どんな家庭に、どんな社会に生を受けたかの違いは自由財、環境財、公共財の差異的利用可能性を付与するが、これら社会的属性は偶有的（タマタマの）出来事で、その理由を示せる者はなく、権利でも義務でもないはずなのに⁽³⁾、それが既得権化し当然の権利となって、各人の発達、活動、ライフ・スタイル、はては寿命迄をも左右する。生得的属性に獲得的属

性が依存するのであれば、両社の偶有性に本質的な差異はない。勿論、社会的属性はモノ自体ではなく、社会的地位・役割・資格・権限・権威等々、社会的位置に纏わる権利義務の側面が各個々人に内在化したものと言えようが、これが各個々人に差異的に分布している上に、財・効用の獲得と外部経済の取り組み機会を増幅する。持てる者は益々与えられ、持たない者は持っているものまで取り上げられる相乗（殺）効果の鉄則が外部経済の恣意的利用に反映される。

外部経済は、前項(1)の理由により、経済行為の存続する限り存続し、その恣意的利用は社会的属性の差異的分布に依存する。社会的属性の平準化はその内在性によって不可能に近い。なぜなら、それは主体内在的であるところから、虚偽意識の働きによって、その偶有性が意識されないほど既得権化し、しかも、主体不可分的な属性の効果を平準化する方法が、現時点では、見つからない。今一つの理由は社会的属性の相乗（殺）性であって、それは権力格差の拡大へと進むから、「外部経済の内部化」の可能性は益々薄れ、変革への実際上の主体となる持てる側の自覚の醸成は益々困難となる。とにかく、外部経済とは「市場取引外のものとして処理された不払いの効果」であって、「SD」の実現は「不払いによって再生不可能に陥った状態」を「不払いによって再生可能な状態」に戻すのだから、論理整合的な課題であるが、現行市場経済では、経済行為の成立根拠に外部経済の利用を想定し、またそれは不可避的なものだから、経済活動が続く限り、「再生不可能性」も引き続き増大することとなる。

4. 経済活動に外部経済の介在が不可避的であれば、「SD」の実現は不可能であることについての要約

いかなる時点にあっても、目下意識され内部化されている効果はごく一部だけである。そのような部分的な効果だけを手掛かりとして交換市場が成り立っているとすると、たとえ全ての事物が「私有化(40)」されたとしても（実際には不可能な課題だが）、これによって外部経済の無限の世界が消える訳ではないのだから、全ての財・効果の「私有化」は問題の解決にはならない。外部経済の存続は、人間の経済活動の続く限り続くから、「SD」原理に対抗する「再生不能性」は、人間活動とともに増大する。外部経済を払拭できない市場経済が続く限り、「SD」の実現は原理的に不可能となることに纏わる帰結のいくつかを次に記したい—

- (1) 「SD」の達成を、資源消費・環境汚染の「アウトプットがインプットを上回らない再生可能性の範囲内での開発」と理解すれば、全ての人間活動が対価支払いを果たす外部経済の「内部経済化」がなされれば、論理整合性は保たれ、達成可能となる。しかし、これが次の利用により、可能とはならない。
- (2) 対価支払いの対象とされている効用だけでなく、自覚され意識されている効用さえ、全効用のごく一部であって、これでは全効用の同定も、内部化も覚束ない。なぜなら、効用は設定可能な枠組の数だけを発生し、設定可能な枠組は、事実上、無限だから、効用も、事実上、無限の数だけ定立可能で、これらを前以て定立することは不可能である。
- (3) 財・効果の利用にかかわる「利用可能性」は社会的属性に左右されるが、それが主体内在的要因であるところから、それらを個々人から分離して平準化することは至難の

業である。

(4) 資源在庫、枯渇ペース、代替資源の開発、汚染メカニズムの全貌等々が解明され、内部化の原則についても「汚染者原則」によるのか、「応能者原則」「受益者原則」によるのか、多くの解明合意が必要であるが、これが至難の課題である。

まとめにかえて

市場経済体制における「効率と平等」、それに、「持続可能な開発」という現代社会が直面する二大課題について、その実現可能性を中心に粗描した。課題の要点の幾つかを粗描できたに過ぎないが、市場経済のメカニズムは危機回避の方策を提供していないことが明らかとなった。中心命題は、経済行為の成立根拠である「独占」の存在も、資源枯渇・環境汚染の源泉である「外部性」の存在も、いずれも「完全競争モデル」の競争均衡を逸脱させる攪乱要因であって、しかも、経済行為には「独占」が、資源環境の利用には「外部経済」が不可避的に介在するため、というのがその理由であった。

前者について強調しておかなければならないことは、現今の「規制緩和・撤廃」「自由化」へのグローバル大の合唱が、その理論的根拠としているのが新古典派経済学の「完全競争モデル」であるということである。確かにこの「モデル」は各経済主体に最も効率的利用を約束しはするが、既に見た通り、それは「絶対平等原則」に基くという、最も厳格な条件付きのことであった。そのような「平等原則」を前提にして初めて「効率」が保証されていた訳であったが、この前提は無視棚上げされ、結論だけが独歩しているのが実態である。しかも「完全競争モデル」は「行動指針」とも「政策目標」ともなり得ないのだから、「完全競争モデル」に背反する諸要素の独占によって経済活動は成立し、これが「完全競争モデル」の保証する「効率と平等」にも乖離するものである筈なのに、あたかも「モデル」のスリ替えがなかったかのように、自由競争の実現が「効率と平等」を保証するかのように喧伝されている。前提をひた隠しにし、モデルをスリ替えて平然としている科学者は非科学的イデオログであり、前提を棚上げにしてその帰結だけを説く科学は非科学的な暴挙以外の何物でもないと評すべきではなからうか。

「効率と平等」そして「持続可能な開発」という人類の命運を決する両課題とも、市場経済に依拠し続ける限り、その解決原理は出てこないというのが、本稿全般についての帰結である。

【註】

*本稿は、経済社会学会第 32 回全国大会準共通論題報告「外部経済の内部化の実現可能性－持続可能な開発原理の定立可能性について－」をモディファイしたものである。

- (1) 大槻幹郎「一般均衡と部分均衡」、熊谷尚夫他編『経済学大辞典』I、東洋経済新報社、1980、261-270、261 頁。
- (2) M・フリードマン『資本主義と自由』マグローヒル好学社、1975、25-41 頁。
- (3) 西山俊彦「社会資源の配分・帰属の偶有性とその帰結－普遍的秩序（平和）構築への前提条件の共有化のために－」『英知大学キリスト教文化研究所紀要』第 12 巻第 1 号、1997・3、173-189 頁。
- (4) 田村泰夫・夏目隆「厚生経済学」『経済学大辞典』I、577-593、583 頁。J・カーク、R・サポニック『一般均衡理論と厚生経済学』東洋経済新報社、1971、75-122 頁。佐和隆光『資本主義の再定義』岩波書店、1995、73-74 頁。
- (5) 田村・夏目「前掲論文」584 頁。中村貢「公共経済学」『経済学大辞典』595-596 頁。
- (6) 石原敬子『競争政策の原理と現実』晃洋書房、1997、18 頁。木村吉男「市場均衡」『経済学大辞典』I、212-226、213 頁。川又邦夫「価格機構と資源配分」『経済学大辞典』I、239-247、242 頁。佐和隆光『前掲書』75-77 頁。小西唯雄『産業組織政策原理』東洋経済新報社、1977、26-27 頁。
- (7) F・A・ハイエク『ハイエク全集第 3 巻・個人主義と経済秩序』春秋社、1990、108 頁。
- (8) 塩沢由典「『計数量』の理論と『合理性』の限界」『理想』623 号、1995、77-94 頁。岸本哲也『公共経済学』有斐閣、1986、4-22 頁。西山俊彦「DDIVへの認識的前提条件」『経済社会学会年報』第 XIII 号、1991、97-107、101-102 頁。
- (9) R・H・コース『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992。石原『前掲書』98、114 頁参照。
- (10) 越後和典『競争と独占－産業組織論批判－』ミネルヴァ書房、1985、57 頁。「マクナルティは、クールノー、ジェボンス、エッジワース等を経て、競争概念が古典派経済学的ないし日常的な意味を失い、……スミスのそれから……企業の対面する需要曲線が水平であるような状態を意味するものへと、基本的に変化していったことを明快に論じている。」P. J. McNulty. "Economic Theory and Meaning of Competition." *Quarterly Journal of Economics*. 82. Nov. 1968. 越後『同』48 頁。
- (11) 小西唯雄「独占禁止政策」『経済学大辞典』I、655-665、657 頁。同『前掲書』92 頁。
- (12) 越後和典『前掲書』、96 頁。
- (13) 小西唯雄『前掲書』、34、86 頁。越後和典『前掲書』47 頁。
- (14) J・シュンペーター『資本主義・社会主義・民主主義』上、東洋経済新報社、1962、193 頁。
- (15) 「完全競争モデル」と同じ意味合いで、「不完全競争モデル」がある訳はないが、以後、「不完全競争モデル」と呼ぶことを許されたい。

- (16) シュンペーター『前掲書』、150-153 頁。
- (17) 小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』晃洋書房、1994。石原敬子『前掲書』。
- (18) ハイエク『前掲書』、133 頁。
- (19) 石原敬子『前掲書』、21 頁。
- (20) ハイエク『前掲書』、127 頁。
- (21) 小西唯雄『前掲書』1977、91-93 頁。石原敬子『前掲書』、25、81 頁。
- (22) 小西唯雄『前掲書』1977、28 頁。石原敬子『前掲書』、16-19 頁。
- (23) 西山俊彦「『もの』の諸相と価値基盤」『サピエンチア』第 17・18・19 号、1983、84、85 他。特に、同「科学的社会学定立への基本要件—『社会の危機』と『社会学の危機』超克への一提題—」『ソシオロジ』第 35 巻第 1 号、1990・4、71-89 頁。
- (24) ハイエク『前掲書』、139 頁。
- (25) ハイエク『前掲書』、130、128 頁。
- (26) 越後和典『前掲書』、52-56 頁。
- (27) J.M.Clark, "Toward a Concept of Workable Competition". *American Economic Review*, June 1940, in 辻村江太郎『経済政策論』筑摩書房、1977、17 頁。
- (28) 小西唯雄『前掲書』、1977、22 頁。
- (29) 大和瀬達二「独占・寡占」『経済学大辞典』I、270-285 頁。小西唯雄「独占禁止政策」『経済学大辞典』I、655-665 頁。越後和典『前掲書』、135-162 頁。
- (30) 植田和弘・落合仁司・北畠佳房・寺西俊一『環境経済学』有斐閣、1991、1 頁。
- (31) 西山俊彦「持続可能な開発原理の二律背反性と普遍的秩序（平和）構築原理としての不可欠性」『平和研究』第 21 号、1996・11、35-46 頁参照。
- (32) D・H・メドゥズ、D・L・メドゥズ、J・ランダース、W・W・ベアランズ三世『成長の限界』ダイヤモンド社、1972。
- (33) H. E. Daly, "Toward a Stationary-State Economy." in J. Harte and R. Socolow(ed.s), *The Patient Earth*. Holt, Rinehart and Winston, 1971. Idem, "Toward Some Operational Principles of Sustainable Development. *Ecological Economics*", 2(1990)pp.1-6.
- (34) 「環境と開発に関する世界委員会」『地球の未来を守るために』福武書店、1987、73-91 頁。
- (35) A・マーシャル『経済学原理』東洋経済新報社、1965-67。A・C・ピグー『厚生経済学』東洋経済新報社、1953-55。R. F. Kahn, "Some Notes on Ideal Output." *Economic Journal*, March 1935. 熊谷尚夫『厚生経済学』創文社、1978、174-230 頁。
- (36) 少しく敷衍すれば、「内部性—外部性の区別は枠組基準の取り方にかかり、それらは単位レベルでは「特定企業」「特定産業」「社会全体」と大別され、発生メカニズムとしては内部要因の「相乗（殺）効果」と外部要因の「取込（排除）効果」が、又、その効果が経済主体と第三者に意識されているか否かに応じて「顕在的效果」と「潜在的効果」に区分されよう。市場取引の枠外に機能している効果とは希少性が認められていないか、公共財のように対価負担の対象となっていない資源の他に、

投入－産出過程に（予期された通り）発生する相乗（殺）効果も、原理的に当然その一環である。発生過程は (1) 当該企業の費用逡減（増）原理によるもの、(2) 当該産業としての相乗（殺）作用によるもの、(3) “社会” 全体としての相乗（殺）作用によるもの、に大別されよう。(1) は分業特化と規模の原理に等しく、(2) (3) は (1) を拡大敷衍した成長原理であって、これが経済的営為に内生的、内在的な原理であることを自覚するのが肝要であろう。西山俊彦「前掲論文」1991、103-104 頁。

- (37) 外部経済の許容、或いは、横行が権力格差の反映であることは無視できない問題であるが、事の重大性が殆ど意識されていないのは虚偽意識のなせる業である。
- (38) P. Ekins, “‘Limits to Growth’ and ‘Sustainable Development’.” *Ecological Economics*, 8 (1993), 269-288. Idem, “The Environmental Sustainability of Economic Process: A Framework for Analysis.” *Toward Sustainable Development: Concepts, Methods, and Policy*. Island Press, 1994, 25-55. F・ハーシュ『成長の社会的限界』日本経済新報社、1980、16-17 頁。
- (39) K・マルクスは人間労働力を剰余価値の源泉としたが、筆者の見解では、外部経済の差別的利用を可能とする差別的社会的属性の凝集体としての経済主体と理解しなければならない。
- (40) R. H. Coase, “The Problem of Social Cost.” *Journal of Law and Economics*. Vol.3, 1960, pp.1-44. H. Demsetz, “Towards a Theory of Property Rights.” *American Economic Review Property (Proceedings)*, Vol.57, May 1967, pp.347-359. 越後和典『前掲書』、23-27 頁、参照。